

# 新潟県高等学校教育研究会商業部会細則

## 第1章 総 則

第1条 この部会は、新潟県高等学校教育研究会商業部会といい、事務局を部会長在任校におく。

第2条 この部会は、高等学校における商業教育を振興発展させることをその目的とする。

第3条 この部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 商業教育に関する各種研究会、講習会等の開催。
2. 商業教育に関する研究、調査。
3. 研究誌の作成と刊行。
4. 商業教育に関する他団体との連携、協力。
5. その他、この部会の目的達成のために必要な事業。

## 第2章 組 織

第4条 この部会は、新潟県高等学校の商業科目担当職員およびこれに準ずるものをもって構成する。

## 第3章 機 関

第5条 この部会には次の機関をおく。各機関の招集は、部会長が行なう。

1. 代議員会
2. 委員会
3. 事務局

第6条 代議員会は、各校それぞれ1名選出の代議員をもって構成し、年1回以上開催し、次の事項を審議し、出席者の多数をもって決定する。

1. 事業計画に関すること。
2. 予算の決定、決算の承認に関すること。
3. 委員、会計監査委員の選出に関すること。
4. 本部会細則に関すること。
5. その他、部会運営上必要と認められる事項に関すること。

第7条 委員は、部会長、副会長、委員で構成し、必要に応じて開催し、次の任務権限をもつ。

1. 代議員から委任された事項の審議執行に関すること。
2. 代議員会に提出する議案に関すること。
3. 緊急事項の処理に関すること。

第8条 事務局の構成および運営については、部会長が決定する。

## 第4章 役員

第9条 この部会には、次の役員をおく。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 3名以内
3. 委員 若干名
4. 会計監査委員 2名

第10条 役員の仕事は、次のとおりである。

1. 部会長は、この部会を代表し会務を統括する。
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を執行する。
3. 委員は、第7条により部会長の会務執行を補佐する。
4. 会計監査委員は、会計を監査し、代議員会に報告する。

第11条 役員を選出は、次のとおりである。

1. 部会長、副部会長の選出は高教研規約による。
2. 委員は上・中・下越（含佐渡）および新潟市の4地区より選出し部会長が委嘱する。
3. 会計監査委員は、代議員会において選出された者を部会長が委嘱する。

第12条 役員の任期は、次のとおりである。

1. 部会長および副部会長は、高教研規約による。
1. 委員、会計監査委員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

## 第5章 会計

第13条 この部会の経費は、部会費、助成金、その他の収入をもってあてる。

第14条 この部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 付 規

第15条 この細則は、昭和47年4月1日から実施する。